

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年5月23日

大洲市長 二 宮 隆 久

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集 1	大洲市松尾560	25-155	山林	0.48	2030年3月31日	詳細は、別添経営管理権集積計画のとおり
集 2	大洲市松尾852-1	26-101	山林	1.17		
集 3	大洲市松尾935-1	28-9	山林	0.32		
集 4	大洲市松尾1533	28-69	山林	0.89		
集 5	大洲市北只64	52-16	山林	0.10		
集 6	大洲市北只231	52-61	山林	0.67		

2 縦覧場所

大洲市農林水産部農林振興課、大洲市ホームページ

3 本公告により、大洲市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。